

あきる野市営住宅条例の一部改正（案）の概要について

1 条例改正の目的及び経緯

公営住宅法は、「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること」を目的とするもので、市営住宅はこの公営住宅法に基づいて設置されるものです。

しかしながら、現在、あきる野市では、市営住宅に一度入居すると、入居の期限はなく、子や孫への承継も可能となっているため、空き家が発生せず、真に住宅に困窮している人がなかなか市営住宅に入居できないということが生じています。

若い夫婦の世帯又は仕事や育児に追われる子育て世帯が、ある程度の広さを持った家賃の安い住宅を確保することは難しく、少子化の一因となっていると考えられ、住宅政策の面からも子育て支援を推進していかなければなりません。

このため、現在、建設を進めている市営住宅「草花公園タウン」は、少子高齢化社会を迎える中で、多様な世代が暮らす「にぎやかで、活気のある団地づくり」を進めたいと考えています。

そこで、今回の条例改正において、入居の承継に関する規定の改正や子育て世帯向け又は若年夫婦世帯向けの住宅の期限付き入居の規定を加えることで、今後のあきる野市の市営住宅の運営及び管理の適正化を図るものです。

また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴う入居資格者の規定の改正、また、家賃の減免規定における、いわゆるみなし寡婦控除の適用など、該当する方がいる場合は、不利益が発生しないようにするための規定の改正も併せて行います。

2 条例改正の概要

(1) 設置

新たに設置する市営住宅「草花公園タウン」の名称及び位置を別表に加

える改正をします。

(2) 入居者資格について

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）の施行に伴い、法の題名の改正と入居者資格の規定を整備する改正です。

(3) 期限付き入居

市営住宅を子育て世帯向け又は若年夫婦世帯向けの住宅として、規則で定める者を入居させるときは、入居決定の効力が継続する期間として、16年を超えない範囲において規則で定める期限を付して入居の決定をすることができる旨の規定を加えます。なお、あきる野市営住宅条例施行規則において、次のように規定します。

(期限付き入居)

1 条例に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる市営住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 子育て世帯向けの住宅 入居の申込みをする者が当該入居の申込みをする際に、現に扶養している小学校就学の始期に達するまでの者を含む2人以上の者と同居している者

(2) 若年夫婦世帯向けの住宅 入居の申込みをする者及びその配偶者（婚姻の予約者を含む。）の年齢の合計が70歳以下である世帯

2 条例に規定する規則で定める期限は、次の各号に掲げる市営住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 子育て世帯向けの住宅 入居の申込みをする際に、現に同居している小学校就学の始期に達するまでの者が15歳に達する日以後の最初の3月31日

(2) 若年夫婦世帯向けの住宅 10年。ただし、入居の期限が到来する日において、現に同居している10歳に達していない者を扶養している場合であって、市長が特に必要と認めるときは、5年を限度に入居の期限を延長することができる。

(4) 入居の承継

雨間ハイツにおける承継について、市長が特別の事情があると認めるときはこの限りでない旨のただし書を加えます。また、規則においては、承継できる者の条件を入居者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）とし、入居の承継を受けようとする者が配偶者以外である場合は、その者が疾病その他特別の事情があると市長が認めるときに限り、入居の承継を承認することができる旨の規定に改正します。

(5) 家賃の減免又は徴収猶予

婚姻によらないでひとり親となった者で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものに扶養親族がいるとき、又は生計を一にする子（総所得金額等が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者又は扶養親族になっていない者に限る。）がいるときに、特別の事情として、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる旨の規定を加えます。

(6) 住宅の明渡し請求

期限付き入居の規定を加える改正に伴い、入居の期限が到来したときに、市長が明渡し請求することができる旨の規定を加えます。